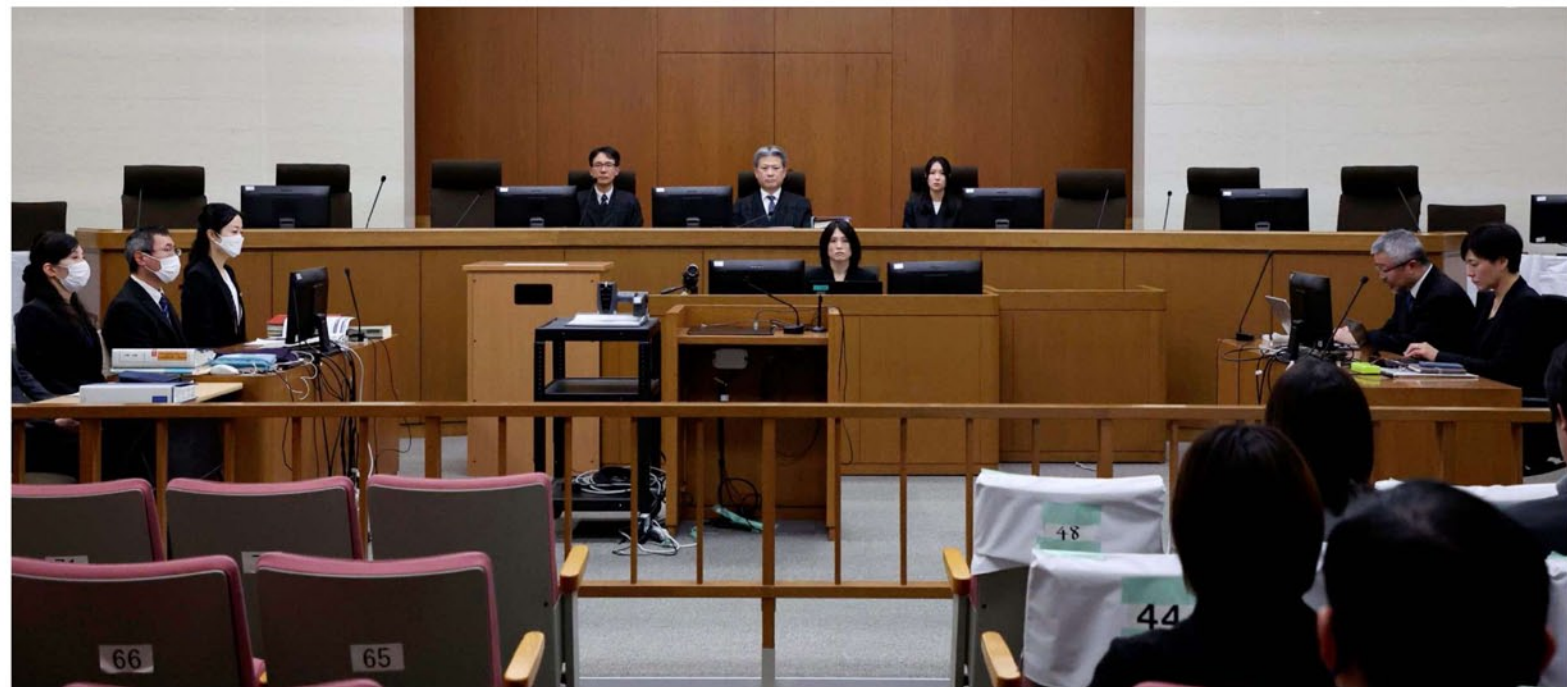


青葉被告に死刑

京ア二放火殺人 京都地裁判決

責任能力を認定

36人が死亡、32人が重軽傷を負った2019年7月の京都アニメーション放火殺人事件の裁判員裁判で、京都地裁(増田啓祐裁判長)は25日、殺人罪などに問われた無職青葉真司被告(45)に求刑通り死刑判決を言い渡した。事件当時、被告に刑事責任能力があったと認めた。



京都アニメーション放火殺人事件で、青葉真司被告の判決公判が開かれた京都地裁の法廷。25日午前10時21分(代表撮影)



青葉真司被告

平成以降最悪となる36人の犠牲者を出した殺人事件。責任能力が最大の争点で、被告が抱いていた妄想の影響を地裁がどのように判断するかが焦点だった。公判で被告は京アニの小説コンクールで落選し、アイデアを盗用されたことが動機と説明。落選や盗用は「闇の人物」の意向だったと妄想に基づく主張もしていた。

検察側は完全責任能力があったとした上で「うまくいかない人生の責任を京アニに転嫁した」と指摘。妄

想の影響は限定的で「極刑を回避する事情にはならない」と主張していた。弁護側は、被告には重度の妄想性障害があったと反論。「妄想世界での体験や怒りによって善悪の区別や行動を制御する能力を失っていた」として、心神喪失や耗弱を理由に無罪や刑の減軽を求めている。

京アニ放火殺人事件の経過

- 2019年7月18日 ◆京都市伏見区の京都アニメーション第1スタジオから出火。青葉真司被告の身柄を確保。京アニ社員ら33人の死亡を確認。その後死者は36人に
- 20年5月27日 ◆殺人や現住建造物等放火などの疑いで被告を逮捕
- 12月16日 ◆京都地検が起訴
- 23年9月5日 ◆京都地裁の裁判員裁判初公判で被告が起訴内容認める。弁護側は無罪主張
- 11月6日 ◆被告の刑事責任能力について検察側、弁護側の中間論告・弁論。その後裁判員らによる非公開の中間評議
- 12月6日 ◆被告が公判で初めて遺族に謝罪
- 7日 ◆検察側が死刑を求刑、弁護側が無罪や刑の減軽を求め結審
- 24年1月25日 ◆地裁が判決言い渡し